

資産運用立国実現プランの記載内容	進捗状況		今後の予定
1. 資産運用業の改革	2024年上期まで	2024年下期・2025年 1 ～ 3 月	2025年 4 月～
① 大手金融グループ による、資産運用ビジネスの経営戦略上の位置付けを明確にし、運用力向上やガバナンス改善・体制強化を図るための プラン の策定・公表	● 各社がプランを策定・公表 ● 金融庁HPにおいて一覧化（ともに 1 月以降随時）	● 各社の取組をフォロー ● 金融機関の資産運用ビジネスの高度化に向けた横断的なモニタリングを実施	● 各社の取組をフォロー ● モニタリング結果を公表
② 資産運用会社等において金融商品の品質管理を行う プロダクトガバナンス に関する原則の策定	● 金融審議会において検討（4 月～ 6 月）	● パブリックコメントを経て策定（9 月） ● 投資信託協会において、投資信託に係る製販間の情報連携の枠組みのとりまとめ（2025年 2 月）	● 各業界団体・金融機関の取組をフォロー
③ 日本独自の ビジネス慣行や参入障壁 の是正 ● 投資信託の基準価額に係る一者計算の普及に向けた環境整備 ● 投資信託に関するシステムの寡占化等による非効率性の改善	● 計理処理の標準化等に向け、投資信託協会においてガイドラインを策定（6 月） ● 各社が基準価額の計算過誤等に関する対応方針を定める場合の留意点を金融庁の監督指針において規定（6 月） ● 投資信託の公販ネットワークに関し、関係者と改善に向け議論（～ 6 月）	● 左記を通じ、一者計算の普及を促す（継続） ● 公販ネットワークについて、システムベンダーに対し、2025年度内を目途に互換性を確保するよう促す（継続）	
④ 金融・資産運用特区 の推進	● 特区の概要を発表（2023年12月） ● 自治体から提案を募集（1 月） ● 特区のパッケージを策定・公表し、北海道・札幌市、東京都、大阪府・大阪市、福岡県・福岡市を対象地域として決定（6 月）	● パッケージに基づき、規制改革等の具体的な施策を実施（随時）	● 4 自治体と連携しプロモーション施策を実施 ● 引き続き、パッケージに基づく具体的な施策を実施
⑤ 新興運用業者促進プログラム （日本版 EMP）の実施 ● 金融機関への要請、取組事例の把握・公表 ● アセットオーナー・プリンシプルに新興運用業者の取扱いについて盛り込む ● 投資運用業の参入要件の緩和 ● 新興運用業者を一覧化したリスト（エントリーリスト）の提供 等	● 金融機関に対し、新興運用業者の活用等を要請し（1 ～ 2 月）、取組状況を把握・公表（6 月） ● 新興運用業者の取扱いを盛り込んだアセットオーナー・プリンシプル案をとりまとめ（6 月） ● ミドル・バックオフィス業務の外部委託等を可能とする金融商品取引法等の一部改正法が成立（5 月） ● 新興運用業者エントリーリストを策定（6 月）	● 金融機関の取組状況を更新・公表（随時） ● 関係政府令等の案を公表し、パブリックコメントを実施（2025年 1 月）	● 引き続き、金融機関に新興運用業者の活用等を要請し、取組状況を把握・公表（継続） ● 関係政府令等の整備を進め、2025年 5 月までに施行 ● エントリーリストを金融機関やアセットオーナー等に提供（継続）

資産運用立国実現プランの記載内容	進捗状況		今後の予定
2. アセットオーナーシップの改革	2024年上期まで	2024年下期・2025年1～3月	2025年4月～
① アセットオーナー・プリンシプル の策定 (アセットオーナーの運用・ガバナンス・リスク管理に係る共通原則)	● 設置した作業部会において検討(3～6月) ● アセットオーナー・プリンシプル案をとりまとめ(6月)	● パブリックコメントを経て策定(8月) ● プリンシプルを受け入れた機関のリストを公表(2025年2月末時点で合計120機関)	● 賛同を呼びかけ
②【DB改革】 資産運用力の向上 ● 定期的に運用委託先を評価し、必要に応じて運用力次第で委託先を変えるなどの見直しを促進 等	● 社会保障審議会の部会等において検討中(1月～)	● 運用ガイドラインを改訂(2025年1月)	● 各DBへの働きかけ
③【DB改革】 共同運用 の選択肢の拡大 ● 企業年金連合会による共同運用事業の発展等	● 企業年金連合会と連携し、共同運用事業の選択肢の拡大案を検討の上、対応方針を決定(4月)	● 共同運用事業の選択肢の拡大が早期に実施されるよう、取組を後押し(継続)	
④【DB改革】加入者のための 運用の見える化 の充実 ● 運用状況や専門人材の活用に係る取組状況を含む情報の他社と比較できる見える化の実施	● 見える化の具体的方策について、厚生労働省が情報を集約し公表する等の取組を行うこととし、社会保障審議会の部会等において検討中(1月～)	● 次期年金制度改正に向けて、社会保障審議会の部会で具体的な方策をとりまとめ(12月)	● 次期年金制度改正法案等での措置を検討
⑤【DC改革】 適切な商品選択 に向けた制度改善 ● 指定運用方法や商品構成等の情報の見える化、継続投資教育、取組事例の横展開 等	● 社会保障審議会の部会等において検討中(1月～) ● 適切な商品選択に向けた事例・情報等を収集・周知(5月～)		
⑥【DC改革】加入者のための 運用の見える化 の充実 ● 運用の方法のラインナップや運用状況等の情報の他社と比較できる見える化の実施	● 見える化の具体的方策について、厚生労働省が情報を集約し公表する等の取組を行うこととし、社会保障審議会の部会等において検討中(1月～)		
⑦ 私的年金 の更なる普及促進	● 金融経済教育推進機構を設立(4月)。同年8月の本格稼働に向け準備	● 金融経済教育推進機構が本格稼働(8月)	
		● 厚生労働省や企業年金連合会と連携しながら、企業型DC導入企業を含む職域での従業員向け教育の支援(講師派遣事業)や、企業型DCやiDeCoに関する広報活動を政府横断的に展開(継続)	

(注) DB：確定給付企業年金、DC：企業型確定拠出年金

資産運用立国実現プランの記載内容	進捗状況		今後の予定
3. 成長資金の供給と運用対象の多様化	2024年上期まで	2024年下期・2025年 1 ～ 3 月	2025年 4 月～
①【成長資金の供給促進】 ●ベンチャーキャピタル向けのプリンシプル策定 ●投資型クラウドファンディングに係る規制緩和 ●非上場有価証券のセカンダリー取引の活性化等	●「ベンチャーキャピタルにおいて推奨・期待される事項」を検討（4月～6月） ●非上場有価証券を取り扱う第一種金融商品取引業、私設取引システム(PTS)の参入要件を緩和する金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律が成立（5月）	●「ベンチャーキャピタルにおいて推奨・期待される事項」（VCRHs）を策定（10月） ●投資型クラウドファンディングに係る政府令改正（2025年2月） ●私設取引システム(PTS)に係る規制緩和について施行し（2024年11月）、非上場有価証券を取り扱う第一種金融商品取引業の規制緩和に係る政府令案についてパブリックコメントを実施（2025年1月）	●VCRHsについて、ベンチャーキャピタル及び機関投資家等に対し、周知活動を行う ●改正法のうち非上場有価証券を取り扱う第一種金融商品取引業関係について、2025年5月までに施行
②【運用対象の多様化】 ●非上場株式の投資信託組入れ ●外国籍投資信託の国内籍公募投資信託組入れ ●「サステナビリティ投資商品の充実に向けたダイアログ」の開催等	●非上場株式の投資信託組入れについて、投資信託協会の自主規制規則施行（2月） ●左記ダイアログを開催（2023年12月～2024年6月）	●外国籍投資信託の国内籍公募投資信託組入れについて、投資信託協会の自主規制規則施行（9月） ●左記ダイアログの対話から得られた示唆を公表（7月） ●サステナブルファイナンス有識者会議においてサステナビリティ投資の基本的概念・実務等を議論	

資産運用立国実現プランの記載内容	進捗状況		今後の予定
4. スチュワードシップ活動の実質化	2024年上期まで	2024年下期・2025年 1 ～ 3 月	2025年 4 月～
① 東京証券取引所の要請を踏まえた 企業による計画の策定・開示・実行の取組 について フォローアップ	● 東京証券取引所において要請に基づき開示している企業の一覧表を公表（1月～） ● 「コーポレートガバナンス改革の実践に向けたアクション・プログラム2024」を公表（6月）	● 2025年2月末時点で、プライム市場の91%が開示（検討中を含む） ● 建設的な対話に資する協働エンゲージメントの促進等に向け、スチュワードシップ・コードの改訂案を公表（2025年2月）	● アップデートしたアクション・プログラムも踏まえ、継続して各企業の取組の状況をフォローアップ ● 建設的な対話に資する協働エンゲージメントの促進等に向け、スチュワードシップ・コードの見直しを検討・実施
② 大量保有報告制度等の見直し検討を含め、 機関投資家による実質的なエンゲージメントの取組 を促進	● 大量保有報告制度における「共同保有者」の範囲の明確化を含む金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律が成立（5月）	● 大量保有報告制度等の政令・府令の見直しを進め、2026年5月までに施行	● 大量保有報告制度等の政令・府令の見直しを進め、2026年5月までに施行
5. 対外情報発信・コミュニケーションの強化	2024年上期まで	2024年下期・2025年 1 ～ 3 月	2025年 4 月～
① 資産運用フォーラム を立ち上げ	● 準備委員会を設立（2023年12月） ● 準備委員会においてフォーラムの活動内容等を検討中（2023年12月～）	● 2 回目の開催となる「Japan Weeks 2024」（コアウィーク：9/30～10/4）の中で、「資産運用フォーラム」を立ち上げ（10月）	● 本年4月以降、①オルタナティブ投資、②日本企業の価値向上と地方含めた日本への投資促進、③資産運用業のDX、④サステナブルファイナンスの4テーマの分科会をフォーラムの下に設置して議論を開始 ● 議論結果をまとめたステートメントを「Japan Weeks 2025」（コアウィーク：10/20～10/24）で開催される「第2回資産運用フォーラム年次会合」にて公表